

事業主殿

全国設計事務所健康保険組合

出産手当金及び傷病手当金の付加給付（独自給付）  
に係る支給対象に関する訂正とお詫びについて

謹啓 春分の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より当健康保険組合の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年2月25日付事務連絡において、出産手当金及び傷病手当金の付加給付の新設をお知らせしたところですが、支給対象のご説明に誤りがあることが判明いたしました。当初、任意継続被保険者の方は、付加給付の支給対象としてご案内しておりましたが、当該被保険者の方は「付加給付の支給対象外」となりますので、ここに訂正させていただくとともに、誤ったお知らせを送付いたしましたことに対しまして深くお詫び申し上げます。

また、大変お手数をおかけいたしますが、訂正内容につきまして、健康保険委員及び事務担当者、被保険者の皆様にご周知いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。なお、この訂正に関するお知らせは、令和4年4月1日において健康保険法第104条（傷病手当金または出産手当金の継続給付）の条件を満たしている傷病手当金受給者の方へ別途お知らせする予定であることを申し添えいたします。

謹白

記

| 項目   | 訂正前                                | 訂正後                                           |
|------|------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 支給対象 | 当組合の資格を有する方が対象です<br>(任意継続の方も含まれます) | 当組合の資格を有する方が対象です<br><u>(ただし、任意継続の方は対象外です)</u> |

※出産手当金・傷病手当金の支給対象は同様となります。

健康保険法第99条は傷病手当金（出産手当金への準用規定を含む）の支給対象を定めた条項ですが、支給対象である被保険者から任意継続被保険者は除外されていることから、付加給付の対象とはならないこととなります。

令和4年2月25日付、事務連絡は組合ホームページに掲載しております。  
〔組合ホームページアドレス〕 <http://www.sekkei-kenpo.org>

【本件に関するお問い合わせ先】 業務部 給付グループ 電話 03-3404-7344